

荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱

平成27年3月31日制定
(26荒防第1946号)
(副区長決定)
平成29年7月1日一部改正
平成30年7月1日一部改正
令和元年7月1日一部改正
令和2年7月1日一部改正
令和3年3月31日一部改正
令和3年7月1日一部改正
令和4年7月1日一部改正
令和5年8月25日一部改正
令和6年3月29日一部改正
令和6年7月1日一部改正
令和6年12月2日一部改正
令和7年8月15日一部改正
令和8年9月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、荒川区内の不燃化特区において、居住する危険老朽建築物の除却に伴い荒川区内の良質な民間賃貸住宅へ住み替える世帯に対し、住み替えに要する一時的費用の一部を助成することにより、住環境の改善や居住の安全及び安心を図るとともに、地域の不燃化を促進して防災性の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化特区 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成25年3月29日付け24都市整備第598号)に基づき、東京都知事が指定した不燃化推進特定整備地区をいう。
- (2) 老朽木造建築物 不燃化特区内に存する建築物のうち、荒川区不燃化特区整備促進事業助成金交付要綱(平成25年11月29日付け25荒防第1506号。以下「整備促進交付要綱」という。)第3条第4号に規定する老朽木造建築物をいう。
- (3) 危険老朽建築物 不燃化特区内に存する建築物のうち、整備促進交付要綱第3条第5号に規定する危険老朽建築物をいう。

(助成の対象)

第4条 この要綱による助成は、次に掲げる要件の全てに該当する事業(以下「住み替え事業」という。)を対象とする。

- (1) 居住している老朽木造建築物又は危険老朽建築物(所有者が次のいずれかに該当するものに限る。以下「対象老朽建築物」という。)の除却に伴うものであること。

ア 個人

イ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を除く。)

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等

- (2) アに規定する対象老朽建築物に居住している者が第6条に規定する対象住み替え住宅への転

居(一の当該対象老朽建築物(当該対象老朽建築物が共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅であって区長が必要と認めるものである場合にあっては、その住戸)に居住している者が複数の当該対象住み替え住宅への転居をする場合は、そのうちいずれか一の対象住み替え住宅への転居に限る。)をするものであること。

- (3) 国、東京都又は荒川区から第7条第1項に規定する費用と同種の費用に対する助成金、補助金、補償金、給付金等の交付又は支給を受けているものでないこと。

(助成対象者)

第5条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象老朽建築物に引き続き2年以上居住していること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 対象老朽建築物の全部又は一部の所有者(以下「建物所有者」という。)
 - イ 対象老朽建築物の全部又は一部について賃貸借契約に基づき使用している賃借人(以下「建物賃借人」という。)
 - ウ 対象老朽建築物において建物所有者又は建物賃借人と同居している者であって、当該建物所有者又は建物賃借人から住み替え事業を実施することについて同意を得た者(以下「特定同居者」という。)
- (3) 対象住み替え住宅の貸主と締結する、契約期間を2年以上とした賃貸借契約の借主であり、かつ、対象住み替え住宅に転居すること。
- (4) 住民税、国民健康保険料の滞納をしていないこと。

(対象住み替え住宅)

第6条 この要綱による助成金の交付を受けることができる民間賃貸住宅(以下「対象住み替え住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 荒川区内にあること。
- (2) 東京都が東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第13条第1項の規定に基づき定める防災都市づくり推進計画において指定された整備地域内の老朽建築物(耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に定める耐用年数をいう。)の3分の2の年数を経過している建築物をいう。)でないこと。

(助成金の対象費用及び額)

第7条 助成金の対象となる費用は、次項に規定する転居一時金、住居用家財移転費用及び家賃とする。

2 助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の額の合計額とする。

- (1) 転居一時金 対象住み替え住宅の賃貸借契約の契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料の実費の合計額とし、別表第1(イ)欄に掲げる額を限度とする。
- (2) 住居用家財移転費用 転居に伴う住居用家財等の運搬等に要した費用のうち、自動車運送事業者に支出した費用又はレンタカーの借り受けに要した費用の全額とし、別表第1(ロ)欄に掲げる額を限度とする。
- (3) 家賃 対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3月分の全額とし、別表第1(ハ)欄に掲げる額を限度とする。

(対象老朽建築物及び対象住み替え住宅の居住者)

第8条 前条における助成金の額の限度について、別表第1にある「額算定人数」は、対象老朽建築物に居住する者で、かつ、対象住み替え住宅に転居する者の人数とする。

2 対象老朽建築物に居住する者の構成が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱において高齢者世帯という。

- (1) 70歳以上の単身者
- (2) 70歳以上の者及びその配偶者
- (3) 70歳以上の者及びその兄弟姉妹

(4) 前3号に掲げるもののほか、70歳以上の者のみで構成された世帯

(高齢者世帯の特例)

第9条 高齢者世帯が対象住み替え住宅に転居し、かつ、対象住み替え住宅に居住する者がその高齢者世帯である場合は、第7条第2項第3号中「3月分」とあるのは、「6月分」と読み替えて適用する。

(事前相談)

第10条 この要綱の規定に基づき助成金の交付を受けようとする者(以下「内定申請者」という。)は、次条第1項の規定による内定の申請をする前に、あらかじめ区長に対し、事前相談をするものとする。

(助成対象の内定申請等)

第11条 内定申請者は、住み替え事業に係る対象住み替え住宅の賃貸借契約の締結後であって、対象住み替え住宅に転居する前であり、かつ、住み替え事業に係る対象老朽建築物の除却工事に着手する前に、助成対象内定申請書(別記第1号様式)に別表第2に掲げる関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 建物所有者は、その所有する住み替え事業に係る対象老朽建築物の全部又は一部の建物賃借人又は建物所有者若しくは当該建物賃借人から同意を受けた特定同居者である内定申請者が前項の規定による内定の申請をするときは、あらかじめ、除却計画書(別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。

3 内定申請者は、第1項の規定による内定の申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書(別記第3号様式)を区長に提出しなければならない。

4 区長は、第1項の助成対象内定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときは、助成対象内定通知書(別記第4号様式)により内定申請者に通知するものとする。

5 区長は、前項の内定の決定に際しては、別紙1の助成内定条件を付すものとする。

6 区長は、第4項の規定による審査の結果、助成対象と認めないときは、助成非対象通知書(別記第5号様式)により、内定申請者に通知するものとする。

(立入調査及び状況報告)

第12条 区長は、前条第4項の規定による審査において、必要に応じて住み替え事業に係る対象老朽建築物及び対象住み替え住宅に立ち入り、調査することができる。

2 区長は、必要に応じて、前条第4項の助成対象内定通知書を受けた者(以下「内定者」という。)(内定者が建物賃借人である場合は、内定者又は住み替え事業に係る対象老朽建築物の建物所有者)に対し、住み替え事業に係る対象老朽建築物の除却工事、住み替え事業に係る対象住み替え住宅への転居等の遂行状況の報告を求めることができる。

(変更の承認申請等)

第13条 内定者は、第11条第4項の助成対象内定通知書に係る内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(別記第6号様式)に変更に係る関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 内定者は、前項の規定による申請を取り下げようとするときは、第11条第3項の取下げ届出書を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更が適当と認めたときは、変更の承認を決定し、変更承認通知書(別記第7号様式)により同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

4 区長は、前項の変更の承認に際しては、別紙1の助成内定条件を付すものとする。

5 区長は、第3項の規定による審査の結果、変更が不適当と認めたときは、変更の不承認を決定し、変更不承認通知書(別記第8号様式)により、第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(内定の辞退等)

第14条 内定者は、住み替え事業に係る対象住み替え住宅への転居又は住み替え事業に係る対象老朽建築物の除却工事の取りやめその他の事由により第11条第4項の内定を辞退するときは、助成対象内定辞退届出書(別記第9号様式)を区長に提出しなければならない。

(完了報告及び助成金の交付申請等)

第15条 内定者は、住み替え事業に係る対象住み替え住宅への転居の完了及び住み替え事業に係る

対象老朽建築物の除却工事の完了後速やかに、助成金交付申請書兼完了報告書（別記第10号様式）に別表第2に掲げる関係書類を添えて区長に提出し、助成金の交付決定を求めるものとする。

（助成金の交付決定）

第16条 区長は、前条の助成金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、現地を確認した上で、助成金の交付の適否及びその額を決定するものとする。

2 区長は、前項の交付の決定に際しては、別紙2の条件を付すものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第11号様式）により当該申請者に通知するものとする。

4 区長は、第1項の規定により助成金の交付をしないと決定したときは、助成金不交付決定通知書（別記第12号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第17条 前条第3項の助成金交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金請求書（別記第13号様式）により、区長に助成金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の助成金請求書が提出されたときは、交付決定者に助成金を交付するものとする。

（助成金交付後の状況確認）

第18条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に区長が指定する書類を提出させ、助成金の執行内容等の確認を求めることができる。

（交付内容の取消し）

第19条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） 前号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付決定の取消しをしたときは、助成金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により、交付決定者に通知する。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対して既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（対象住み替え住宅に関する義務等）

第20条 交付決定者は、住み替え事業に係る対象住み替え住宅に、当該賃貸借契約の契約期間の間は居住しなければならない。ただし、交付決定者の特別な事情により、区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 交付決定者は、住み替え事業に係る対象住み替え住宅を助成金の交付の目的に反して使用し、又は貸し付けようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の目的を勘案して、区長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（その他）

第21条 この要綱の実施について必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に第9条第1項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に第9条第1項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第9条第1項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第9条第1項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第9条第1項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の施行の際現に第13条第2項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第13第2項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第13第2項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第13第2項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第13第2項に規定する内定者である者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月15日から施行する。

- 2 改正後の第11条第1項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の規定による提出をする者について適用し、施行日前に改正前の第11条第1項の規定による提出をした者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に第11条第4項の規定による通知を受けた者について適用し、同日前に同項の規定による通知を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に第11条第4項の規定による通知を受けた者について適用し、同日前に同項の規定による通知を受けた者については、なお従前の例による。

別表第1（第7条、第8条関係）

助成金の額の限度

額算定人数	(い)	(ろ)	(は)	
	転居一時金	住居用家財移転費用	家賃	高齢者世帯
1人	322,500 円	224,500 円	322,500 円	645,000 円
2人	387,000 円	352,700 円	387,000 円	774,000 円
3人	516,000 円	352,700 円	516,000 円	1,032,000 円
4人以上	645,000 円	449,000 円	645,000 円	1,290,000 円

別表第2(第11条、第15条関係)

提出書類		第11条 内定申請書 (第1号様式)	第15条 交付申請書兼 完了報告書 (第10号様式)
助成対象者の 申請資格関係	住民票の写し(原本)(対象老朽建築物・転居前)	○	
	住民票の写し(原本)(対象住み替え住宅・転居後)		○
	住民税納税証明書(原本又は写し) (直近1年分の納めるべき額をすべて納付していることを 確認できるもの)	○	
	国民健康保険料納付済額証明書(原本又は写し) (直近1年分の納めるべき額をすべて納付していることを 確認できるもの)	○	
	対象老朽建築物の賃貸借契約書の写し (助成対象者が建物賃借人の場合に限る。)	○	
	対象住み替え住宅の賃貸借契約書の写し	○	
	代表者承諾書 (助成対象者が複数の場合に限る。)	○	
助成金の額の 算定関係	領収書の写し(不動産仲介業者等)	○	
	見積書の写し(住居用家財移転費用)	○	
	領収書の写し(住居用家財移転費用)		○
対象老朽建築物 の要件関係	対象老朽建築物の建物全部事項証明書(原本又は写し) (建物が登記されていない場合は、名寄帳等)	○	
	現在事項全部証明書(原本又は写し) (所有者が中小企業等の場合に限る。)	○	
	現況写真	○	
	除却が完了したことを証するもの(除却後の写真、登記完 了証、建物の閉鎖事項証明書、除却工事業者の発行する 建物滅失証明書等をいう。)(原本又は写し)		○
対象住み替え住 宅の要件関係	対象住み替え住宅の所在地、構造、建築年月日等がわか る書類	○	
居住者の確認 関係	対象老朽建築物に居住する者全員の住民票の写し(原 本)	○	
	対象住み替え住宅に居住する者全員の住民票の写し(原 本)		○
その他	区長が必要と認める書類	○	○

備考 この表において、「○」とあるのは、その記載された項に規定する書類がその記載された欄に規定する書類に添えて提出する必要のあるものであることを示し、原則原本提出とする。「○」とあるのは、その記載された項に規定する書類が必要に応じてその記載された欄に規定する書類に添えて提出する必要のあるものであることを示す。

助 成 内 定 条 件

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 届出事項

助成内定者は、助成事業に係る対象住み替え住宅への転居又は助成事業に係る対象老朽建築物の除却工事の取りやめその他の事由により内定を辞退するときは、助成対象内定辞退届出書(別記第9号様式)を区長に提出しなければならない。

第2 事故報告等

助成内定者は、助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

第3 状況報告

区長は、助成事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、助成内定者に対して助成事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

第4 完了報告書

- 1 助成内定者は、助成事業が完了したとき、助成金交付申請書兼完了報告書(別記第10号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による助成金交付申請書兼完了報告書を受けた場合において必要と認めるときは、助成内定者に報告及び資料の提出を求めることができる。

第5 内定の取消し

区長は、助成内定者が次の各号のいずれかに該当したときは、内定に係る決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により内定を受けたとき。
- (2) 内定に係る決定の内容またはこれに付した条件その他法令若しくはこの決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 実施した助成事業の内容が、荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱の趣旨に適合しないと区長が認めたとき。

第6 その他

区長は、助成金の交付額は予算の範囲内とするため、当該予算の範囲を超えた場合等において内定に係る決定の変更又は取消しを行う場合がある。

助 成 条 件

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 決定の取消し

区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

第2 助成金の返還

- 1 区長は、第1の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
- 2 区長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第3 違約加算金及び延滞金

- 1 第1の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、第2の規定によりその返還を命じられたときは、助成対象者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 第2の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、助成対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

第4 違約加算金の計算

- 1 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における第3の1の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する助成金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額がその日に受領した金額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとする。
- 2 第3の1の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた助成金の額に充てるものとする。

第5 延滞金の計算

第3の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第6 対象住み替え住宅に関する義務等

- 1 助成対象者は、助成事業に係る対象住み替え住宅に、当該賃貸借契約の契約期間の間は居住しなければならない。ただし、交付決定者の特別な事情により、区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 2 助成対象者は、助成事業に係る対象住み替え住宅を助成金の交付の目的に反して使用し、又は貸し付けようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の目的を勘案して、区長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(表)

別記第1号様式(第11条関係)

年 月 日

荒川区長 殿

申請者

住所

氏名

連絡先

- -

助成対象内定申請書

荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱に基づく助成対象として内定を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、下記の物件について現地の立入調査及び状況確認等を行うことを承諾します。

記

対象老朽建築物	所在地	住居表示	
		地名地番	
	所有者	住所	
		氏名	
	除却工事予定工期		年 月 日 ~ 年 月 日
対象住み替え住宅	賃貸借契約の借主		
	所在地		
	建物名・号室		号室
	構造		鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造 木造 ・ その他 ()
	築年月日		年 月 日
	賃貸借契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日

(裏)

[illegible]

年 月 日

荒川区長 殿

届出者(建物所有者)
住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____ - _____

除却計画書

荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱に基づき、助成対象の内定申請に伴う除却計画を下記のとおり届け出ます。

内容を確認してチェック箱を入れる

- ☐ 対象老朽建築物の除却工事が完了したら、速やかに荒川区及び内定申請者に通知します。
- ☐ 内定申請者から荒川区へ問合せがある場合は、荒川区が内定申請者に除却の進行状況を伝えることについて同意します。
- ☐ 下記の物件について荒川区が必要に応じて現地の立入調査及び状況確認等を行うことを承諾します。

記

対象老朽建築物	所在地	住居表示	
		地名地番	
	除却工事予定工期		年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

荒川区長 殿

届出者
住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____ - _____

取下げ届出書

年 月 日付で、(助成対象内定申請・変更承認申請)をしましたが、下記の理由により、申請を取り下げます。

記

1 取下げの理由	
2 その他	

第 号
年 月 日

様

荒川区長

助成対象内定通知書

年 月 日付けで提出がありました助成対象内定申請につきましては、荒川区不燃化特区住
み替え助成事業助成金交付要綱に基づく助成の対象となりますので、下記のとおり内定の通知をします。

記

1 対象老朽建築物	不燃化特区の地区 所有者(代表者) 所在地 除却工事完了予定 年 月 日
2 対象住み替え住宅	賃貸借契約の借主 所在地 構造 築年月 賃貸借契約期間
3 対象住み替え住宅の 居住者	
4 助成金の対象 ・助成予定金額	(1) 転居一時金 円 (2) 住居用家財移転費用 円 (3) 家賃 円
注意 1 この助成対象内定は、年度案件となります。年度を越えての助成は受けられません。 2 この内定の決定に際しての条件は、別紙1のとおりです。	

第 号
年 月 日

様

荒川区長

助成非対象通知書

年 月 日付けで提出がありました助成対象内定申請につきましては、下記の理由により荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱に基づく助成の対象にはなりませんので、通知します。

記

助成の対象にならない理由

年 月 日

荒川区長 殿

申請者
住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____ - _____

変更承認申請書

年 月 日付け、第 号で受けた助成対象の内定について、下記のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

1 変更の内容	
2 変更の理由	
3 その他	

第 号
年 月 日

様

荒川区長

変更承認通知書

年 月 日付けで提出がありました変更承認申請について、荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

1 変更の内容	
2 対象老朽建築物	不燃化特区の地区 所有者(代表者) 所在地 除却工事完了予定 年 月 日
3 対象住み替え住宅	賃貸借契約の借主 所在地 構造 築年月 賃貸借契約期間
4 対象住み替え住宅の 居住者	
5 助成金の対象 ・助成予定金額	(1) 転居一時金 円 (2) 住居用家財移転費用 円 (3) 家賃 円
注意 1 この変更の承認は、年度案件となります。年度を越えての助成は受けられません。 2 この変更の承認に際しての条件は、別紙1のとおりです。	

第 号
年 月 日

様

荒川区長

変更不承認通知書

年 月 日付けで提出がありました変更承認申請について、荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱に基づき、下記のとおり変更を承認しませんので通知します。

記

1 変更の内容	
2 対象老朽建築物	不燃化特区の地区 所有者(代表者) 所在地 除却工事完了予定 年 月 日
3 対象住み替え住宅	賃貸借契約の借主 所在地 構造 築年月 賃貸借契約期間
4 対象住み替え住宅の 居住者	
5 承認しない理由	
6 今後の措置	

年 月 日

荒川区長 殿

届出者
住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____ - _____

助成対象内定辞退届出書

年 月 日付け、第 号で通知があった助成対象内定通知について、下記の理由により辞退しますので、届け出ます。

記

1 届出の理由	
2 その他	

年 月 日

荒川区長 殿

申請者
住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____ - _____

助成金交付申請書兼完了報告書

年 月 日付け 第 号で受けた助成対象の内定について、対象住み替え住宅への転居及び対象老朽建築物の除却工事が完了したので報告します。
つきましては、荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けた
いので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 対象老朽建築物	所有者(代表者) 所在地 除却工事完了日 年 月 日
2 対象住み替え住宅	賃貸借契約の借主 所在地 転居の完了日 年 月 日
3 助成金の対象及び 交付申請額	(1) 転居一時金 円 (2) 住居用家財移転費用 円 (3) 家賃 円
4 変更承認	年 月 日付け 第 号(1回目) 年 月 日付け 第 号(2回目)
5 備考	

第 号
年 月 日

様

荒川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付けで提出がありました助成金交付申請につきましては、荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱に基づく、助成金の交付が決定しましたので通知します。

記

1 対象老朽建築物	不燃化特区の地区 所有者(代表者) 所在地 除却工事完了日 年 月 日
2 対象住み替え住宅	賃貸借契約の借主 所在地 転居の完了日 年 月 日
3 交付決定額	円
4 交付申請額の内訳	(1) 転居一時金 円 (2) 住居用家財移転費用 円 (3) 家賃 円
5 備考	
注意 この交付の決定に際しての条件は、別紙2のとおりです。	

第 号
年 月 日

様

荒川区長

助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出がありました助成金交付申請につきましては、下記の理由により荒川区不燃化特区住み替え助成事業助成金交付要綱に基づく助成金を交付しませんので通知します。

記

助成金を交付しない理由

年 月 日

荒川区長 殿

請求者
住所
氏名
連絡先

助成金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、助成金について、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

なお、請求金額は、下記の振込口座にお振込みください。

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合			支店				
預金種類	普通 ・ 当座			どちらかに「○」をする。				
口座番号								右につめて記入する。
振込口座名	(フリガナ)							
	(氏 名)							

上記支払先の内容は、通帳と確認いたしました。

- * 金額は、アラビア数字を使用し、訂正は認められません。
- * 金額の頭書¥に「¥」の記号を併記すること。

第 号
年 月 日

様

荒川区長

助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号による助成金の交付決定については、下記の理由により取り消したので通知します。

記

取消理由